

ごみ減量化に関する Q & A

令和 8 (2026) 年 6 月

ごみ減量化について

- Q1 最近、サーキュラー・エコノミーという言葉聞くようになりましたが、どのような意味でしょうか
- Q2 なぜ「持続可能な資源利用」の実現を目指す必要があるのでしょうか
- Q3 「持続可能な資源利用」の実現に向け、都はどのような目標を立てているのですか
- Q4 一般廃棄物処理における東京都と区市町村の役割分担について教えてください
- Q5 23区一般廃棄物処理における、23区、東京都二十三区清掃一部事務組合、東京都の役割分担について教えてください
- Q6 今後、東京のごみの排出量はどうなるのでしょうか
- Q7 家庭ごみ等の一般廃棄物もこれまで以上に削減する必要があるのでしょうか？ごみ減量化の必要性について教えてください
- Q8 家庭から出るプラスチックについて、分別収集が進んでいると思いますが、都内の状況はどうなっていますか
- Q9 ごみ減量化のために必要なことは何ですか
- Q10 3Rのうち、ごみの発生を抑える（リデュース）のためにはどのような取組が有効ですか

ごみ減量化について

- Q11 なぜ家庭ごみ有料化を導入するとごみが減ると言われているのですか
家庭ごみ有料化を導入する意義について教えてください
- Q12 家庭ごみ有料化について全国の導入状況はどのようになっていますか
- Q13 家庭ごみ有料化について都内の実施状況はどのようになっていますか
また、ごみ減量の実績はどのように推移していますか
- Q14 多摩地域において家庭ごみ有料化の導入が進んだ経緯について
教えてください
- Q15 23区における家庭ごみ有料化の導入に関する検討状況について
教えてください
- Q16 家庭ごみ有料化の導入については都が決めるのでしょうか
- Q17 家庭ごみ有料化が導入された場合、東京都の収入は増えるのですか
- Q18 家庭ごみ有料化を導入すれば、ごみは減るのでしょうか
- Q19 家庭ごみ有料化を導入しないと国の交付金が減らされるという報道を
目にしましたが、どういうことなのでしょうか

ごみ減量化について

Q20 3 Rのうち、使えるものは繰り返し使う（リユース）のためにはどのような取組が有効ですか

Q21 3 Rのうち、資源として再生利用する（リサイクル）のためにはどのような取組が有効ですか

Q 1 最近、サーキュラー・エコノミーという言葉聞くようになりましたが、どのような意味でしょうか

- A 1
- **サーキュラー・エコノミー**とは、これまでの大量生産・大量消費という一方通行型の経済活動ではなく、**資源をできるだけ捨てずに繰り返し使いながら、社会の中で循環させていく経済の仕組み**のことです。
 - 従来は、ごみが出てから「分別やリサイクルを行う」といった対策が中心でしたが、**サーキュラー・エコノミー**では考え方が一歩進み、
 - **そもそもごみを出さない製品設計**
 - **繰り返し使える仕組みづくり**
 - **修理や再利用がしやすい商品やサービスの提供**など、**製品をつくる段階から、廃棄や再利用までを一体で考え、「持続可能な資源利用」の実現を目指す**ことが特徴です。
 - また、こうした取組により、新たな資源の使用をできるだけ抑えながら、今ある資源を有効に活用することで、環境への負荷を減らすだけでなく、**持続可能な社会や経済の実現にもつながる**とされています。

Q 2 なぜ「持続可能な資源利用」の実現を目指す必要があるのでしょうか

- A 2
- 近年、世界的に**資源制約のリスク**が高まっています。また、**経済安全保障の観点**からも、**重要鉱物をはじめとする物資の安定供給の確保が重要**となっており、その一環として**資源の国内循環を促進していく必要性**が高まっています。
 - さらに、廃棄物処理の過程では温室効果ガスが排出されており、**廃棄物分野は脱炭素とも密接に関係**しています。**ごみの発生を抑え、資源として循環させることは、新たな資源の採取や製造に伴うエネルギー消費の削減にもつながる**ため、資源循環の推進は脱炭素社会の実現に向けても重要な取組です。
 - 加えて、東京が大都市としての活力を維持し、持続的に発展していくためには、社会的コストや環境負荷を踏まえつつ、**社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化**を図るとともに、**将来世代への負担を軽減**していく必要があります。
 - 資源の大消費地である東京には、資源循環を先導する役割が求められており、**日本、そして世界を牽引するサステナブルな都市の実現に取り組んでいくことが重要**です。

Q 3 「持続可能な資源利用」の実現に向け、都はどのような目標を立てているのですか

A 3 ・ 都は、令和8年3月に策定した「資源循環・廃棄物処理計画」において、以下のような**目標数値**を掲げています。

	現状 (2023年度)	2030年度目標	2035年度目標
一般廃棄物排出量	408万トン	368万トン	358万トン
一般廃棄物再生利用率	25%	37%	40%
最終処分量 (一般廃棄物と産業廃棄物の合計)	70万トン	43万トン	41万トン
家庭と大規模オフィスビル からのプラスチック焼却量※1	70万トン	42万トン (▲40%)	35万トン (▲50%)
食品ロス発生量※2	35.4万トン	30.4万トン (▲60%)	26.6万トン (▲65%)

※1：削減率は2017年度比

※2：削減率は2000年度比

Q 4 一般廃棄物処理における、東京都と区市町村の役割分担について教えてください

- A 4
- 一般廃棄物における都と区市町村の関係については廃棄物処理法第4条において、次のように規定されています。
 - 区市町村の責務については、その区域内における**一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進**を図り、及び一般廃棄物の**適正な処理に必要な措置**を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならないと定められています。
 - また、東京都の責務については、区市町村に対し、その責務が十分に果たされるように必要な**技術的援助**を与えることに努めると定められています。

Q 5 23区の一般廃棄物処理における、23区、東京都二十三区清掃一部事務組合、東京都の役割分担について教えてください

- A 5
- 地方分権を推進する中で、住民に身近なサービスである**清掃事業**については、**平成12年4月に各区に移管**され、以降、以下の図のとおり
の役割分担で清掃事業が実施されています。

< 23区、東京都二十三区清掃一部事務組合、東京都の役割分担 >



東京都二十三区清掃一部事務組合
「ごみれば23 2025 (令和6年12月)」をもとに作成

Q 6 今後、東京のごみの排出量はどのように変わっていくのでしょうか

- A 6**
- **都内の一般廃棄物排出量**は、直近の排出実績を基に、当面の人口の増加や、単身世帯の増加等から後年度の推移を試算した場合、ごみの排出量が増えることが見込まれます。
 - このため、令和8年3月に改定した**東京都資源循環・廃棄物処理計画**では、プラスチック対策や食品ロス対策をはじめとする重点対策の進展や、家庭ごみ対策の強化などにより、**令和17年度の一般廃棄物排出量を、これらの対策を実施しない場合に比べて14%削減する、全国トップレベルの目標**を掲げています。

[\(参考\) 東京都資源循環・廃棄物処理計画 \(令和8年3月\)](#)

Q 7 家庭ごみ等の一般廃棄物もこれまで以上に削減する必要があるのでしょうか？ごみ減量化の必要性について教えてください

- A 7
- 家庭ごみの**収集・運搬**や**焼却施設の建替え・維持管理**には**多額の費用**がかかっており、その多くは住民の税金で賄われています。
 - ごみを減らすことができれば、**収集・運搬**や**処理にかかる費用を抑えることができる**ほか、**焼却施設の規模の適正化**や**維持管理費の軽減**などにもつながります。
 - また、焼却施設からの**CO₂排出の削減**につながるとともに、限られた**最終処分場**を将来にわたって長く使うことができます。
 - このように、ごみ減量化は、**費用負担の軽減**、**環境負荷の低減**、**最終処分場の延命化**といった観点から**重要**であり、**将来にわたり安定したごみ処理を維持するために欠かせない取組**です。
 - さらに、近年の世界情勢の影響による資源の供給リスクの低減を図るため、**ごみ減量化を進め、再資源化を図る**という視点も重要です。

Q 8 家庭から出るプラスチックについて、分別収集が進んでいると思いますか、都内の状況はどうなっていますか

- A 8
- 家庭から出るプラスチックについては、従前は燃えるごみとして収集する自治体が大半でしたが、ごみ減量化及び再資源化促進のため、順次、分別収集が進められています。

※分別収集されたプラスチックは、次のような方法でリサイクルされるのが一般的です。

①マテリアルリサイクル

破碎・洗浄して溶かし、再びプラスチック製品の原料にする方法で、物流用パレット、ベンチ、園芸用プランターなどに再生されます。

②ケミカルリサイクル

化学反応によって分子レベルに分解し、ガスや油、化学原料に戻す方法で、製鉄所の還元剤（コークスの代替）、化学工場でのプラスチック原料、水素ガスなどに生まれ変わります。

- 令和8年4月1日現在、都内区市町村においては、プラスチック製容器包装については49自治体が、製品プラスチックについては34自治体が分別収集を行っています。
- 都では、各区市町村の取組を後押しするため、令和2年度から「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」を実施し、取組の状況に応じて経費の補助を行っています。

Q 9 ごみ減量化のために必要なことは何ですか

- A 9**
- ごみ減量化を進めるためには、出ってしまったごみをどう処理するかだけでなく、**そもそもごみをできるだけ出さないこと、出たものを資源として活かすことが重要**になります。
 - その基本となる考え方が、
 - **ごみの発生を抑える（リデュース）**
 - **使えるものは繰り返し使う（リユース）**
 - **資源として再生利用する（リサイクル）**という一連の**3 R（スリーアール）**と呼ばれる取組です。
 - 行政による制度整備や施設整備だけでなく、**都民・事業者一人ひとりの理解と行動があっこそ、実効性のあるごみ減量につながります。**

Q10 3Rのうち、ごみの発生を抑える（リデュース）のためにはどのような取組が有効ですか

- A10**
- **ごみの発生そのものを抑える「リデュース」は、最も優先的に取り組むべき対策**とされています。都の計画においても、資源ロス削減（発生抑制）の強化が重要な柱として位置づけられています。
 - 具体的には、次のような取組が有効です。
 - 使い捨て製品の使用を控えること**
例：簡易包装の商品を選択する、過剰な容器包装を避ける
 - 食品ロスを減らすこと**
例：必要な分だけ購入する、食べきる習慣を徹底する
 - 長く使える製品を選択すること**
例：修理可能な製品や耐久性の高い製品の選択
 - このようなごみ減量の取組を促す手段として、**家庭ごみ有料化**が有用な方策の一つとして挙げられます。

Q11 なぜ家庭ごみ有料化を導入するとごみが減ると言われているのですか 家庭ごみ有料化を導入する意義について教えてください

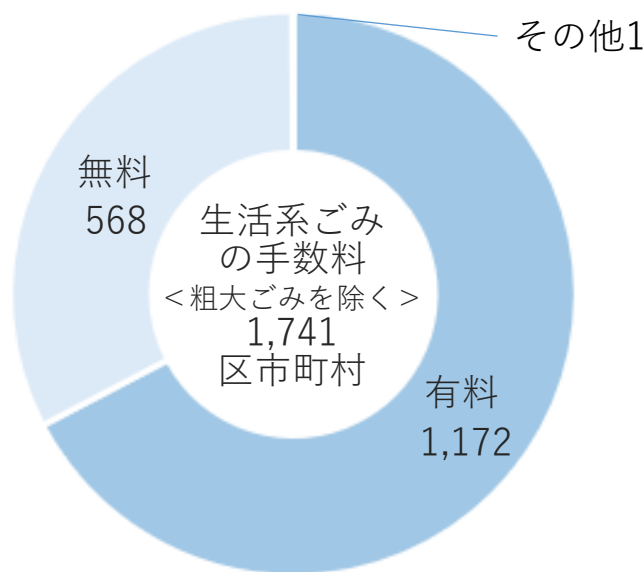
A11 • 家庭ごみの有料化は、**住民のごみ減量への意識改革**をはじめ、経済的インセンティブによる**ごみ減量とリサイクルの推進**や、**排出量に応じた負担の公平化**を図る意義があります。

[\(参考\) 環境省 廃棄物処理基本方針 \(令和8年3月\)](#)

- また、ごみ排出量を抑制することができれば、整備が必要となる清掃工場などの施設の規模は小さく抑えられ、**将来的な財政負担の抑制**につながるとともに、**限りある最終処分場の延命化を図ることも可能**となります。さらに、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与します。

Q12 家庭ごみ有料化について全国的な導入状況はどのようになっていますか

- A12** • **全国的に家庭ごみ有料化は進んでおり**、環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和6年度）」によると、**令和6年度末時点で約7割**の区市町村（1,741自治体のうち1,172自治体）が家庭ごみ有料化（粗大ごみを除き、一部の有料化を含む。）を実施し、その割合は年々増加傾向です。



環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和6年度）」をもとに作成

Q13 家庭ごみ有料化について都内の実施状況はどのようになっていますか また、ごみ減量の実績はどのように推移していますか

- A13** ・ ごみ減量に効果的な**家庭ごみ有料化**については、**多摩地域のほとんどの市町村では導入済み**である一方で、**東京23区では未実施**となっています。
- ・ **多摩地域**では、家庭ごみ有料化を始めとした様々なごみ減量化に向けた取組により、**ごみ排出量の大幅削減を実現し、1人当たりのごみ排出量やリサイクル率は、全国トップレベルを持続**しています。

多摩地域の家庭ごみ有料化導入時期一覧

青 梅 市	平成 10 年 10 月 1 日
日 野 市	平成 12 年 10 月 1 日
清 瀬 市	平成 13 年 6 月 1 日
昭 島 市	平成 14 年 4 月 1 日
福 生 市	平成 14 年 4 月 1 日
東 村 山 市	平成 14 年 10 月 1 日
羽 村 市	平成 14 年 10 月 1 日
調 布 市	平成 16 年 4 月 1 日
あ き る 野 市	平成 16 年 4 月 1 日
八 王 子 市	平成 16 年 10 月 1 日
武 蔵 野 市	平成 16 年 10 月 1 日
稲 城 市	平成 16 年 10 月 1 日
瑞 穂 町	平成 16 年 10 月 1 日
小 金 井 市	平成 17 年 8 月 1 日
町 田 市	平成 17 年 10 月 1 日

狛 江 市	平成 17 年 10 月 1 日
西 東 京 市	平成 20 年 1 月 1 日
多 摩 市	平成 20 年 4 月 1 日
三 鷹 市	平成 21 年 10 月 1 日
府 中 市	平成 22 年 2 月 2 日
国 分 寺 市	平成 25 年 6 月 1 日
立 川 市	平成 25 年 11 月 1 日
奥 多 摩 町	平成 26 年 1 月 1 日
日 の 出 町	平成 26 年 4 月 1 日
東 大 和 市	平成 26 年 10 月 1 日
国 立 市	平成 29 年 9 月 1 日
東 久 留 米 市	平成 29 年 10 月 1 日
小 平 市	平成 31 年 4 月 1 日
武 蔵 村 山 市	令和 4 年 10 月 1 日

公益財団法人東京都自治調査会

「多摩地域ごみ実態調査」（令和6年8月発行）をもとに作成

多摩地域有料化市のごみ排出量の推移

上段：1人1日当たりのごみ排出量（収集量ベース）
下段：導入前年度を100とした割合

市名	導入時期	導入前年度	導入年度	導入5年後	導入10年後
青梅市	平成10年10月1日	816.0	775.5	714.4	663.6
		100.0	95.0	87.5	81.3
日野市	平成12年10月1日	932.6	859.7	669.1	595.9
		100.0	92.2	71.7	63.9
清瀬市	平成13年6月1日	756.3	716.4	655.7	580.6
		100.0	94.7	86.7	76.8
昭島市	平成14年4月1日	803.1	697.8	658.2	624.3
		100.0	86.9	82.0	77.7
福生市	平成14年4月1日	852.4	773.4	718.3	677.1
		100.0	90.7	84.3	79.4
東村山市	平成14年10月1日	730.8	702.4	601.6	569.2
		100.0	96.1	82.3	77.9
羽村市	平成14年10月1日	826.3	803.0	705.7	682.1
		100.0	97.2	85.4	82.5
調布市	平成16年4月1日	777.2	716.3	649.6	623.1
		100.0	92.2	83.6	80.2
あきる野市	平成16年4月1日	1006.7	892.6	804.9	799.6
		100.0	88.7	80.0	79.4
八王子市	平成16年10月1日	742.2	697.9	593.9	604.7
		100.0	94.0	80.0	81.5
武蔵野市	平成16年10月1日	803.3	768.8	695.6	657.5
		100.0	95.7	86.6	81.8
稲城市	平成16年10月1日	716.3	681.9	625.4	580.9
		100.0	95.2	87.3	81.1
小金井市	平成17年8月1日	733.4	730.4	603.3	580.2
		100.0	99.6	82.3	79.1

市名	導入時期	導入前年度	導入年度	導入5年後	導入10年後
町田市	平成17年10月1日	721.2	706.7	581.9	559.7
		100.0	98.0	80.7	77.6
狛江市	平成17年10月1日	793.9	771.7	645.6	605.0
		100.0	97.2	81.3	76.2
西東京市	平成20年1月1日	677.2	645.9	567.1	544.4
		100.0	95.4	83.7	80.4
多摩市	平成20年4月1日	675.9	592.4	575.0	543.6
		100.0	87.6	85.1	80.4
三鷹市	平成21年10月1日	660.1	629.9	604.5	570.5
		100.0	95.4	91.6	86.4
府中市	平成22年2月2日	643.5	640.3	539.7	553.1
		100.0	99.5	83.9	86.0
国分寺市	平成25年6月1日	655.4	609.6	554.3	525.9
		100.0	93.0	84.6	80.2
立川市	平成25年11月1日	607.4	595.1	526.7	498.6
		100.0	98.0	86.7	82.1
東大和市	平成26年10月1日	646.1	606.6	556.2	517.6
		100.0	93.9	86.1	80.1
国立市	平成29年9月1日	638.5	607.9	558.4	
		100.0	95.2	87.5	
東久留米市	平成29年10月1日	580.6	564.1	535.6	
		100.0	97.2	92.2	
小平市	平成31年4月1日	662.1	564.5	545.5	
		100.0	85.3	82.4	
武蔵村山市	令和4年10月1日	668.8	643.9		
		100.0	96.3		

公益財団法人東京都自治調査会

「多摩地域ごみ実態調査」各年度のデータをもとに作成

1人1日当たりごみ排出量（全国上位）

人口10万人以上

50万人未満

1. 東京都 日野市	577.8グラム/人日
2. 静岡県 掛川市	591.4グラム/人日
3. 東京都 小金井市	594.3グラム/人日
4. 東京都 西東京市	616.7グラム/人日
5. 東京都 小平市	624.3グラム/人日
6. 東京都 府中市	625.9グラム/人日
7. 東京都 東村山市	631.7グラム/人日
8. 東京都 国分寺市	634.5グラム/人日
9. 静岡県 藤枝市	638.7グラム/人日
10. 東京都 三鷹市	641.9グラム/人日

人口50万人以上

1. 東京都 八王子市	690.9グラム/人日
2. 神奈川県 川崎市	705.1グラム/人日
3. 千葉県 松戸市	719.0グラム/人日
4. 京都府 京都市	731.6グラム/人日
5. 埼玉県 川口市	737.2グラム/人日
6. 神奈川県 横浜市	751.8グラム/人日
7. 静岡県 浜松市	751.8グラム/人日
8. 神奈川県 相模原市	767.6グラム/人日
9. 広島県 広島市	774.6グラム/人日
10. 埼玉県 さいたま市	776.0グラム/人日

リサイクル率（全国上位）

人口10万人以上

50万人未満

1. 神奈川県 鎌倉市	59.8%
2. 東京都 国分寺市	45.0%
3. 東京都 小金井市	43.3%
4. 岡山県 倉敷市	41.8%
5. 埼玉県 加須市	38.6%
6. 愛知県 小牧市	37.2%
7. 東京都 東村山市	35.5%
8. 東京都 西東京市	33.8%
9. 東京都 立川市	32.1%
10. 神奈川県 横須賀市	32.1%

人口50万人以上

1. 千葉県 千葉市	34.3%
2. 岡山県 岡山市	33.0%
3. 東京都 八王子市	27.7%
4. 愛知県 名古屋市	26.1%
5. 千葉県 松戸市	24.2%
6. 福岡県 北九州市	24.0%
7. 新潟県 新潟市	23.0%
8. 神奈川県 横浜市	21.9%
9. 埼玉県 川口市	20.9%
10. 埼玉県 さいたま市	20.7%

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(令和6年度)」をもとに作成

Q14 多摩地域において家庭ごみ有料化の導入が進んだ経緯について教えてください

- A14
- 平成10年代前半、多摩地域では、**新たな最終処分場を確保することが極めて困難**であるという危機感があり、当時のごみ処理体制（焼却処理後の灰及び不燃ごみを埋め立て）を継続していくと、約97%のごみを埋立処分している二ツ塚処分場が、平成24年度には満杯になると予想されていました。
 - こうした状況を踏まえ、東京都市長会では、一層の排出抑制、減量、リサイクルを推進するため、**平成13年に全市での家庭ごみ収集の有料化を目標**として掲げ、順次取組を拡大しています。その結果、令和4年までに**多摩地域30市町村のうち、29の市町が有料化を実現**しています。

< 多摩地域の家庭ごみ有料化自治体数の推移 >



- なお、**平成18年7月より**、25市1町で構成される「**たま広域資源循環組合**」において、焼却灰をセメント化する**エコセメント化事業**を開始しています。
- **平成30年度以降は**、様々な手法でごみの減量化やリサイクルの推進、全量エコセメント化等により、『**埋立ゼロ**』となっています。

※エコセメントとは、ごみを燃やした後の「灰」を主原料にして作られた、地球に優しいリサイクルセメントで、100%再資源化され、道路の側溝やコンクリートブロックなど、身近な街づくりに広く使われています。

Q15 23区における家庭ごみ有料化の導入に関する検討状況について教えてください

- A15** ・ **東京23区**は、令和2年度に、特別区におけるごみ減量に向けた取組の推進と今後の清掃事業のあり方について、調査研究を実施しています。具体的には、重点項目として、**食品ロス対策や容器包装プラスチックの資源化**のほか、**有料化・戸別収集等の取組**について、現状や課題、効果等を整理し、今後、特別区全体で協力し、有料化を含むごみ減量施策を検討しながら、資源循環の取組を進めていくべきとしています。

[\(参考\) 特別区長会調査研究機構 特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方 \(令和3年3月\)](#)

- 令和7年度には、二十三区清掃一部事務組合による清掃工場の整備計画策定にあたり、**特別区長会において、将来のごみ量推計や、有料化を含む更なるごみ減量施策、適切な焼却能力等の検討課題**について議論が行われました。令和8年3月に整備計画の原案が公表され、当該検討の内容が以下のホームページに掲載されています。

[\(参考\) 特別区長会 特別区における「清掃事業の課題」に関する検討経緯等の資料 \(令和8年3月\)](#)

- 令和7年度末時点で、**18の区**では、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画において、発生抑制を効果的に推進する方策として、**家庭ごみの有料化を検討課題**として掲げています。

Q16 家庭ごみ有料化の導入については都が決めるのでしょうか

- A 16**
- 廃棄物処理法において、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることとされています。そのため、**家庭ごみの有料化等を含む一般廃棄物の減量等に関する方策のあり方については、各区市町村が判断し、必要な措置を講ずることが求められます。**
 - **都道府県**は、市町村に対し、上記の責務が十分に果たされるように、**必要な技術的援助を与えることに努めるとされています。都は、23区で唯一の最終処分場を管理**しており、埋立スペースには限りがあることから、**可能な限り埋立量を少なく抑える必要**があります。
 - そのため、**都は区市町村の更なるごみ減量に向けた取組を促進**しており、従前から「資源循環・廃棄物処理計画」において家庭ごみ有料化の有用性を提示しています。また、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」等を通じて、家庭ごみの有料化を検討事項の一つとして継続的に議論しています。都は引き続き、**ごみの減量化に有用な方策について、各区と連携しながら検討**していきます。

Q17 家庭ごみ有料化が導入された場合、東京都の収入は増えるのですか

- A17**
- 家庭ごみ有料化は歳入を増やすためではなく、住民のごみ減量への意識改革をはじめ、経済的インセンティブによるごみ減量とリサイクルの推進や、排出量に応じた負担の公平化を図る目的で行われるものです。
 - **都内におけるごみの収集・運搬は各区市町村が実施**しており、有料化された場合の指定ごみ袋の販売も区市町村によって行われるため、**ごみ袋の購入費は各区市町村の収入**となります。
 - **したがって、家庭ごみ有料化を導入しても、都の収入とはなりません。**

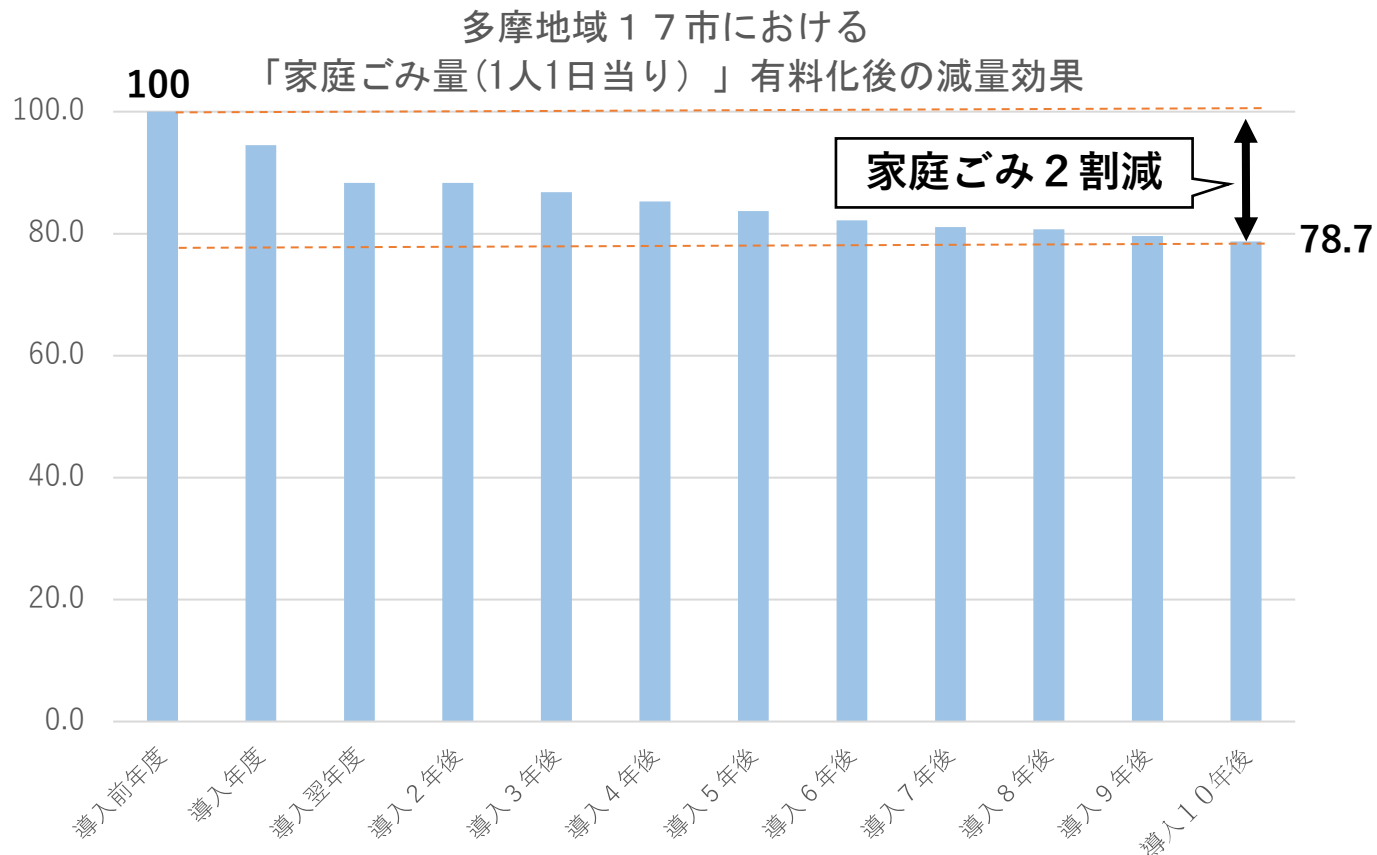
(参考) 多摩地域のごみ処理手数料 (ごみ袋料金)

可燃ごみの場合、概ね1ℓ当たり1.5円～2.0円程度で設定されています。

(40ℓの袋の場合、1枚当たり60円～80円程度)

Q18 家庭ごみ有料化を導入すれば、ごみは減るのでしょうか

- A18** ・ **多摩地域**では**29市町村**で**家庭ごみ有料化を実施済み**であり、家庭ごみ有料化開始から**10年後の減量効果は2割以上の削減を達成**しています。



(公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」各年度統計をもとに作成

Q19 家庭ごみ有料化を導入しないと国の交付金が減らされるという報道を目にしましたが、どういうことなのでしょうか

- A 19**
- 国は、区市町村等が行う清掃工場等の整備の支援策として、一定の要件の下に「**循環型社会形成推進交付金**」を交付しています。
 - **家庭ごみ有料化**については、「**検討を行うこと**」が交付要件とされています。
 - 加えて、**環境省通知**では、**令和10年度以降に着工整備する清掃工場等**について、満額の交付金を受けるには、以下の要件を満たす必要があるとされています。
 - 原則、**1人1日当たりごみ焼却量の上限値を580g又は令和2年度比16%減**とする。
 - ただし、**可燃ごみ有料化を実施済又は施設の稼働までに有料化する場合は、上限値を適用しない。**

(参考) 令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について (通知)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/haisyuturyou.pdf

Q20 3Rのうち、使えるものは繰り返し使う（リユース）のためにはどのような取組が有効ですか

- A20**
- まだ使えるものを繰り返し使用する「リユース」は、製品の価値を維持しながら廃棄物を減らす取組です。都の計画においても、リユースやリペアビジネスの活用など、製品を廃棄せずに価値を維持する取組の重要性が示されています。
 - 具体的には、次のような取組が有効です。
 - 製品をできるだけ長く使うこと
例：修理やメンテナンスを行いながら使用する
 - 不要になったものを他者に譲る・売却すること
例：フリーマーケット、リユースショップ、地域内での再利用
 - 再使用可能な容器・製品を利用すること
例：マイボトル、詰め替え容器の活用

Q21 3Rのうち、資源として再生利用する（リサイクル）のためにはどのような取組が有効ですか

- A21**
- ごみを資源として再び活用する「リサイクル」は、**限りある資源を有効に利用するための重要な取組**です。都の計画では、**再生利用率の向上**が目標として掲げられており、分別・回収・再利用の各段階を通じて資源循環を強化することが求められています。
 - 具体的には、次のような取組が有効です。
 - 分別ルールを守り、適切に排出すること
 - 行政回収・集団回収等の資源回収制度を活用すること
 - 再生材を使用した製品を選択すること